

北吉品の記録を考える—大和国東山内地域の南北朝時代史に関して—

朝倉 弘

要旨

本稿は、大和国山辺郡小山戸村（奈良県山辺郡都祁村大字小山戸）の北家の、元禄期頃の人物、北吉品の記録についての小論である。吉品は、同村の庄屋であり、また、当地域二〇か村の大庄屋でもあったが、隠居後は月峯と号して郷土史において活躍した。本稿では郷土史家としての、彼の記録を取り上げる。その問題点は、月峯は、南朝の立場に立っている点である。この点を糸口として、北氏等の記録の問題点を明らかにし、その由ってきたる所以を説明してみたい。

なお、本稿は、平成五年七月一八日（日）に、山辺郡都祁村大字針の交流センターで行なった、奈良大学教養講座としての講演「中世後期の東山内在地武士の動きについての疑惑」と、基本的に同じである。また、同年一〇月一六日に「北吉品考—都祁村地域の中世後期国人の動向—」と題して、奈良史学会において研究発表した。

はじめに

旧都介野村・東里村地域（現都菜村・室生村内）を、「染田天神縁起」に「東山内」とあることにより、東山内（ひがし・さんない）と仮称しておく。この地域の中世の、これまでの研究の主なもの、つぎのとおりである。一九一四年の『大和志料』上巻、五二年の『奈良県総合文化財調査報告』、五年の『都介野村史』、六六年の『室生村史』、七一年の、竹田藤州氏の「郷墓寺来迎寺の成立発展」、八五年の『都祁村史』、八六年の、安田次郎氏の「東山内一揆」、九一年の拙稿「中世後期大和国東山内兼（国人）の動向について」、八四年・九三年の『奈良県史』一〇・一一巻が主なものである。そのほか、史料として『姓氏大辞典』等が挙げられる。本稿は、これらの諸研究に導かれた結果としての小論である。

一、北氏について

（一）まず、北吉品の記録の問題点を挙げるとつぎのとおりである。

「北氏系図」には、

顯国 曆応元ニ勢州北畠殿幕下ニ成、北ノ字・顯字共ニ受ル、同三月ニ南都ニテ死、鳥屋尾力筆、

国吉 北畠殿幕下、北主膳又越中、母ハ鳥屋尾石見守女也、
吉兼 北越中、南都衆徒、又越後

実兼 越中守、南都衆徒、応安四年生、多田上野守経実ヨリ実
字、幕紋三ツ巴ヲ受ル、永享九年九月十六日染田寺ニ於テ
千句連歌興業、(下略)

実愈 伯耆少掾、南都ノ衆徒也、明德二年生ル、(下略)
とある。「北氏貞享元年記録」には、

貞治三年尾張斯波入道道朝、興福寺維摩会領越前国河口庄ヲ押領
スユヘ北越中実兼ヲ道朝方ヘ遣ス、

と見える。右史料のうち、「北氏系図」の顯国以下五人は、すべて南
北朝時代には、北畠氏麾下として、つまり南朝方として記録されてい
るのに、使用年号の曆応・応安・明德は北朝年号である。南朝方の北
氏の系図に北朝年号が使用されているのは不可解である。

つぎの貞享元年の記録は、興福寺衆徒でもあった北越中守実兼が、
同寺の命により、越前の同寺維摩会領河口庄を押し領した斯波道朝方に
派遣されたという記録で、近世貞享元年(一六八四)に北吉品の書い
たものという。南朝方であったという北氏の子孫の吉品が、北朝年号
の貞治(三年)を使用しているのである。後述の、彼の南北朝時代の
記録も、北朝年号を使用しているのであるが、何故であらうか。

以上の疑惑を解明するために、まず「都祁郷土会々長」と紹介され
ている今西忠男氏の論文「北吉品と大和名所旧蹟図」のうち、北吉品
の紹介についての部分を挙げるとつぎのとおりである。

元禄の頃、都祁村小山戸に郷土史家、北弥兵衛吉品と云う人が
いた。北氏は都祁氏の子孫と称し、中世は大乗院の下司として小
山戸付近を領有した豪族であった。「北」と云う姓は伊勢国司北
畠氏より与えられたと伝えている。

徳川時代、今の都祁村の殆んどが藤堂藩領となり、北氏は小山

戸の庄屋と二十カ村の大庄屋を代々勤めていた。弥兵衛吉品は延
吉の長男で正保二年十二月九日生れた。幼名は喜太郎、長じて平
次郎、弥兵衛、左近衛門と称し、延宝七年三十五才にして父の跡
目をついで大庄屋となった。元禄十四年五十七才の時大庄屋を子
時懸にゆずって隠居、名を月峯と改めて閉居し、享保十八年八十
九才の高齢で病死した。(下略)

これによると、北吉品は、元禄期頃の、都祁村小山戸の郷土史家であ
り、彼の先祖は都祁氏という。一方、興福寺大乗院領(小山戸庄)の
下司でもあった。また、在地領主・武士であったが、伊勢国司北畠氏
の麾下となり、北の字を賜って北氏を称したというが、今西忠男氏は、
それ以前の北氏の名前(小山戸氏)については触れるところはない。
この点ともかくとして、近世になると小山戸は藤堂藩領となり、北氏
は同村庄屋とともに当地域の大庄屋をも勤めたという。正保二年(一
六四五)出生、享保一八年(一七三三)に八九才で没している。つま
り、元禄期前後に活躍したことになる。大庄屋を子息の時懸に譲って
後は隠居して「月峯」と号したようである。

(2) 北吉品は、隠居後「月峯」と号したが、実は、「北月峯」
なる人物を載せた史料がある。天正一〇年(一五八三)六月五日付け
の「伊勢国司諸侍役付」である。同史料には末尾に、「大嶋内蔵守書
之、天明四年十月佐波幹員写」と見える。大嶋氏は、同史料に、北畠
氏家臣として窺える。「佐波」氏は沢氏(次に記す)の子孫であろう。
また、大和国宇陀郡武士で北畠氏麾下として有名な、秋山・沢・芳野
の三氏も挙げられている。これらの点ともかく、北月峯については、
和州山辺郡小山戸村住、從騎藤氏北畠家也、今ノ隠居ノ名

北月峯
同弥兵衛尉
同 監物正
旗本

と見える。伊勢国司北畠氏は、天正四年具教が、織田信長に自刃させられて滅亡しているから、天正一〇年の記録は、家臣であった大嶋内蔵守が、過去の記録として記したものと、いちおう推測される。しかし、伊勢国司北畠氏が、なお存続していた時期、おそらく、戦国時代末期頃には北畠氏麾下として北氏が存在していたものと考えられる。それは、天文元年（一五三二）九月五日の「来迎寺掟」の署判者には「小山戸春若」と見えるから、小山戸氏が北畠氏の麾下となり、北の字を与えられて北氏を称したのは同掟以後のことであろう。以上によると、前掲の「北氏系図」の問題点を説明する糸口が見出せるようである。

二、小山戸氏系図の改変

つぎに、小山戸氏系図の改変について考えてみる。まず、前掲の北氏系図の実兼の、永享九年の連歌会の興行についての染田天神縁起に見える記録、「毎年連衆事」を紹介してみよう。つぎのとおりである。

永享九年九月十六日御千句発句脇第三、於染田寺始行之、小山戸実兼立願、

利生多き神も世々ふる千秋かな、実兼

この記録を、北氏系図のそれと比較してみるに、内容的に違うのは、姓が北氏でなく小山戸氏になっている点であろう。つまり、小山戸氏を北氏に変えたものとみなされる。この改変は、北吉品が、前記のとおり、戦国時代末期以来の北畠氏麾下の立場に立つて行なったものとみなされるが、それを、小山戸氏（改変すると、北氏）系図全体に及ぼしたものとみて違いなからう。それは、云うまでもなく、小山戸氏を北氏に変えたのみでなく、北畠氏麾下という点等も加えて系図を改

同 勘兵衛

変したものとみて違いないのであろう。ただ、北朝年号を南朝年号に変えることはなかったものであろう。北氏（小山戸実兼）は、同系図にもあるとおり、多田氏（上野守経美）の配下にあったと見なされる。実の字・幕紋を受けているからである。この点は改変しなかったらう。原本のままとみなされる。連歌会にも参加していたことは、前記「毎年連衆事」からも明らかだ、からである。

なお、後述のとおり、多田氏の支配圏は北朝方であったので、小山戸氏も北朝年号を使用していたものであろう。この年号の改変も必要であったのに、北吉品が、それに気付かなかったのは、改変の時期が、およそ二百年後の元禄期頃だったからであろう。しかし、このように考えると、元禄期頃、何故に北吉品が、南北朝時代の記録にまで遡っての改変を考えたのかという疑惑が生ずるであろう。この点も後述するとして、その前に彼の記したという、今一つの記録である「窪氏家記」等の問題について考えてみる。

三、「窪氏家記」・「窪氏系図」の改変について

まず、「窪氏家記」には、

一応安四年 南帝西征將軍宮九州御征罰而御下迎白石参河入道泰祐、窪能登次郎兄弟共新田ノ人々ニ伴ヒ下り菊池肥後守武久手ニ属戦死申由太平記ニモ見ヘ申候弟能登次郎ハ今川了俊手ニ降リ是モ打死由太平記ニモ見ヘ申候

一同七年ニ菊池滅テ後、白石泰祐子白石彦太郎ハ島津太郎清久ニ從ヒ薩摩に白石下総ト云今ニ在之由聞申候ヘ共無ニ通路ニ候得ハ不存候（下略）

と見える。これは、拔萃であるが、末尾に、「享保九年甲辰年林鐘日北 月峯軒 八十歳 広瀬幸右衛門殿」とあるので、月峯晩年の記録

とみなされる。それは「右ハ御所望ニ候間書申候（下略）」とみえ、広瀬幸右衛門の所望により書いた書簡ともみなされるものである。もつとも、これは吉品が、おそらく窪氏の系図をみて、系図をも改変して作成したものと推測される。つまり、家記と系図は一致している。改変したとみなされる系図はつぎのとおりである。

『大和志料』上、七二八頁 「窪氏系図」

水涌式部長子 水涌ト云 — 白石三河入道泰好

泰 能登太郎
白石能之生是ヨリ能ヲ名乗延文四
肥前菊池肥後守武久ノ手ニ属武家
ト戦死

彦太郎 島津太郎清久ニ從ヒ薩州
江行子孫大登之由

清 実 能登次郎 — 泰 光 松若丸
彦十郎

実 詮 出雲守 (下略)

ところで、この「窪氏家記」や「窪氏系図」について、『都介野村史』では、疑惑が出されている。同史三六頁には、「附記」として、水涌庄窪氏の祖は白石三河入道称し九州に下り菊池氏に従い『延文四年菊池肥後守武久の手に属し武家と戦死』と伝えている。太平記第三十三卷菊池軍事には延文四年七月官方の菊池肥後守武光の軍に白石参河入道が見えるが、武家方の太宰筑後守頼尚の軍には窪能登太郎泰助の名が見える。白石氏と窪氏と敵味方双方に縁故のありそうな名が見えるから斯く伝えられたものであろうか。九州の白石氏は肥前国杵島郡白石邑の大族で東鑑に白石太郎見え、弘安役には白石太郎通泰が従軍している。

とある。同史の編集委員長は今西忠男氏であるから、上掲の疑惑を持つたのは、同氏であることに違ひなからう。従って、窪氏の系図についても、『都介野村史』五四頁では、疑惑の点は省いて「窪氏系譜」として掲載されている。つぎのとおりである。

水涌式部 正安年中 — 泰 光 松若丸北島殿下
至徳三・四文書有 — 実 詮 出雲通守
永享九年四月死
水涌庄ヲ知行ス

この系譜を、前掲の「窪氏系図」と比較すると、後者では、前掲系図に見える能登太郎・能登次郎・彦十郎の除去されていることが窺える。これら三人は、窪氏を南朝方と関係させるために、九州の白石氏・窪氏と、無理に関連付けを行なったものと推測される。この関係付けを行なったのは、前掲の広瀬幸右衛門への書簡から見ると、北吉品であること明らかであろう。これは、いうまでもなく、改変とみなされる。実はこうした改変が、小山戸氏の系図（改変して北氏系図、前掲）にもなされたものと推測される。

四、改変の根拠

結論的にいうと当時、水戸光圀を中心に『大日本史』の編纂が進められていたが、改変の根拠はこのことに依ると考えられる。同史の特色の一つに南朝正統論がある。当面、ここで同論が問題とならう。この点と関連する史料として、まず「南行雑録」が挙げられる。同雑録について、『国史大辞典』（吉川弘文館発行）には、

南行雑録 水戸藩の『大日本史』編纂のための採訪史料集。五冊本。徳川光圀は『大日本史』の紀伝編纂にあたって、特に南朝関係の史料を重点的に蒐集するために、彰考館の史臣たちを各地に派遣したが、この『南行雑録』は、延宝八年（一六八〇）および

天和元年（一六八一）の二度にわたり佐々宗淳が中心となって、同僚の吉弘元常・鶴飼真昌・内藤貞頼らとともに、京都・奈良・高野山・吉野・那智・河内などの各地に史料を採訪し、その成果をまとめた史料集である。（中略）ほかは、別の史料集、元禄二年（一六八九）の大串元善編『統南行雜録』、同五年の佐々宗淳・丸山可澄編『又統南行雜録』である。

と見える。右掲の末尾に『統南行雜録』も記されている。その冒頭の「題」統南行雜録首には、つぎのとおり見える。

天和改元歳、臣常・臣宗淳等、奉命往三南京、搜索遺書、此行多闕三寺社旧記、鈔其足徵者、纂為三冊子、命曰三南行雜録、（中略）元禄二年、善（中略）就三春日神主家乘、以求三南朝事迹、留幾三旬、數詣三其家其先、祐茂以降歴世皆有二日記卷軸一、稠疊充三積箱篋、（中略）因命曰三統南行雜録、（中略）彰考館生臣善、書三于洛陽邸、

と。この、京都の邸に於いて書いたという右掲の題辭の文意を、さきに掲げた「南行雜録」の解説を参考にし、考えてみると、つぎのとおりとなろう。天和元年（一六八一）に、水戸藩家臣・彰考館生の常（吉弘元常）と同居宗淳（佐々介三郎宗淳）等が、水戸光圀の命により奈良に行き、残されている記録を採訪した。この行事は多くの寺社の古い記録を調べ、充分の証拠（記録）を抜き書きし、それを集めて冊子となし、南行雜録と命名したという。

ついで、元禄二年同居善（大串元善）が春日神主家の乗（古い記録）について、南朝の事迹（歴史）を求めて幾月も（奈良）に留まっていた。しばしば神主家等を訪問した。祐茂以降歴代の神官の日記・巻子・軸物が、重畳として箱のなかに充満していた。これらを調べ、抜き書きし、集め、冊子となし、統南行雜録と命名したという。『統南行雜録』の題辭等からみると、元禄期前後は、奈良を中心とした地域では、南

朝の旋風が吹いていたとみても良さそうである。こうした風に誘われ、北吉品は、戦国時代末期に、曾祖父等が北畠氏麾下にいたことに鑑み、さらには、南北朝時代に北畠氏が南朝方として活躍したことを想起して、その当時の先祖も北畠氏麾下であったものとして、系図等の改変を思い立ったものとみなされる。

五、多田氏の支配圏

つぎに、多田氏の支配圏が北朝方であったことについて考えてみる。まず、「染田天神縁起」の一部を紹介しよう。つぎのとおりである。

（前略）爰大和国山辺郡東山内多田順実、依三信仰之至極、雖演三毎月一座之哥詠、無三奉三拜三尊像三之間、朝夕愁吟、令三昼夜欣求三之処、貞治年中旅行之仁、不慮將三来於御影、（下略）

これは、東山内の多田順実が天神尊像を希求する気持ちで毎月連歌会を催していたところ、ある日旅の僧が突然訪れ、天神の尊像を与えて忽然と姿を消したという。これは、染田天神講の契機となった縁起であるが、当面ここで、注目する必要があるのは年号が北朝のそれ、貞治年中（一一三六—一三七）であるということであろう。天神講が結成されると同講田の買得などすむが、その年号はどうであったものか。早速同講田が購入されたようであるが、同売券を紹介するとつぎのとおりである。

売渡 作主職事
合卷段者 本地子式斗
増七斗

在大和国山辺郡蘭生庄之内 字下田

四至坪付等庄屋在之

右件作主職者、愛夜女買得相伝之処也、多年領掌無三他妨三之間、

依_レ有_二要用_一、限_三直米參石伍斗_一、天神講衆中_二本券等相具_一、
令_二沽却_一事既了、永代更_二不_レ可_レ有_二他妨_一、仍而後日証文状
如_レ件、

貞治三年甲辰十一月十八日

愛夜女花押 仙覚花押

この売券の年号は貞治三年で、北朝のそれであること云うまでもな
ろう。なお、天神講々田は他にも存在していた。売券・寄進状合わせ
て二〇件であるが、そのうち、南北朝時代のもものは、前掲のほか一〇
件である。すべて北朝年号であるが、念のため、つぎに掲げておく。

- (北) 曆三年カノトノミ(一三四〇)
- (北) 文和五年丙申二月日(一三五六)
- (北) 貞治五年丙午三月日(一三六六)
- (北) 貞治五年丙午十一月廿一日
- (北) 応安二年己酉三月八日(一三六九)
- (北) 康暦元年己未九月日(一三七九)
- (北) 康暦二年庚申五月日(一三八〇)
- (北) 康暦三年癸申卯月廿三日
- (北) 至徳三年丙寅二月六日(一三八六)
- (北) 至徳四年丁卯三月十四日(一三八七)

六、来迎寺五輪塔・段米注進状の年号

つぎに、東山内全域の動きであるが、まず、郷墓寺来迎寺の南北朝
時代の五輪塔について考えてみると、つぎのとおり七基である。

- (北) 康永二年(一三四三)
- (北) 観応二年六月(一三五五)
- (北) 貞治三年□月廿日(一三六四)

- (北) 貞治四季乙巳四月六日(一三六五)
- (北) 貞治四年八月二十八日
- (北) 貞治六年丁未六月一日(一三六七)
- (南) 正平廿三戊申八月初一日(一三六八)

七基のうち六基までが北朝年号であるが、南朝年号の五輪塔も一基存
在している。このことは、いちおう、兩年号が使い分けられていたこ
とを示すものとみてもよからう。その関係は、圧倒的に北朝方の勢力
が強かったことを窺わせよう。以上から見ると、東山内は、ほとんど南
北朝方の支配下にあつたものとみても良さそうである。もつとも南
北朝方の支配を窺わせる史料として貞和三年の「興福寺造営料大和国
八郡段米田敷並済否注進状」に見られる南北両朝の支配下の庄園は別
表のとおりである。同表によると、小山戸は南朝方の支配下にあつた
ものと考えられるが、同注進状によると、「号_二官方進納_一」したと
いうことだから、それが実質を伴った場合もあつたにしても(吉野・
宇陀兩郡の場合)、売券・寄進状のほか五輪塔のほとんどが、前記の
とおり北朝年号をもっている当地方では、段米未進の言い訳と受け取
るのが穏当とみなされる。

小山戸氏は後述のとおり、中世後期を通じて北朝方の筒井氏側にあつ
たものである。また、同注進状では蘭生は南朝方に進納となつて
いるが、前掲売券の売却人の愛夜女・仙覚は蘭生の住人と考えられるが、
年号は北朝年号となつていた。この場合も官方に進納というのは、未
進の言い訳とみなされる。この点、天神講々田のうち、貞治五年十一
月廿一日の水浦の売券、応安二年三月八日の南殿の売券についても同
様で、注進状では「号_二官方進納_一」とあるにしても、蘭生の場合と
同じとみてよからう。このように考えると、官方進納を即南朝方とす
るのは問題であろう。この点は『都祁村史』八二頁で、おそらく今西
忠男氏が、すでに指摘されているところである。

七、多田・小山戸氏の動き

多田氏の支配圏が、その使用年号からみて北朝方であったと考えられることは前記した。このかぎり、南北朝時代・室町時代を通じて、大和平坦地域（国中、くんなか）との関係では、多田氏は筒井氏側にあつたとみてよからう。としても、それは筒井党という程ではなかつたろう。というのは大和永享の乱²²においても、多田氏は筒井方として参戦はしていないからである。

一方、多田氏を中心とする染田天神講に、国中の豊田頼英が正長六年（永享元年か、ないし同五年か）三月、初めて参会している。二回目の参会は永享十一年一月である。つまり、大和永享の乱の直前ないし乱中と、ほぼ同乱の終息した時期での参会である。その理由は明らかではないが、いちおう、多田氏の同乱への参戦を求めてのことともみなされる。同乱は豊田頼英が井戸氏と争って、同乱の契機を為したからである。この合戦では越智氏が豊田頼英に協力し、筒井氏は井戸方となつたから、多田氏が、豊田頼英の誘いに乗って同乱に参戦したとすれば、筒井氏と戦うことになつたろう。もちろん、多田氏は動かかなかつた。しかし、豊田頼英は、以後も天神講には、嘉吉元年（一四四一）、文安元年（一四四四）、同四・五年・宝徳元年（一四四九）と漸次参会度が高くなつていった。ついで応仁の乱では、豊田頼英は動かかなかつたようである。多田氏も同様とみなされる。しかし、文明一四年（一四八二）になると、「河内引汲衆」（畠山義就方の越智党）のうちに、豊田頼英とともに多田某が見られる。一方、これに対立する「大和衆官領方引汲衆」（畠山政長方の筒井党）のうちに、小山戸氏が見える。つまり、多田氏は、豊田頼英に引き込まれて越智党に入つたとみなされる。これは筒井党が「衆人」（前掲）とあるように、久しく、越智党に圧倒されていたことにも拠るものであろう。しかし、

注目されるのは、小山戸氏は依然として筒井党内にあつたことであらう。いわば南北朝時代以来戦国時代初期にいたる間、小山戸氏は節操を守っていたともみなされよう。

ところで、文明一九年より越智・筒井両党の合戦は東山内にも及んでくる。多田・小山戸両氏の、両党との関係はこれまでと同じである。『大乗院寺社雑事記』同年正月一三日条には、

依²³山内動乱、向淵庄・小山戸以下、其在所無²⁴正体²⁵之間、

（中略）自²⁶旧冬一國中衆各在陣了、早山城一閉籠衆、早山・筒井・沢新助以下也、大略筒井方者共云々、对阵衆多田・上笠間・古市・越智方手者共也、去年秋より兩陣合戦及²⁷度々、帳（張）本多田也、

と見える。これによると、文明一八年秋以来東山内では、越智方の多田・上笠間以下の者どもにより筒井方の向淵庄・小山戸以下の在所が正体のないまでに破壊されたことが窺える。早山城には早山・筒井・沢新助以下筒井方の者が立て籠つていた。この東山内の合戦の元は、多田と早山の争いに始まつたものようであつたという。

まとめ

最後の七項の、多田・小山戸両氏の動きから明らかのように、小山戸氏は南北朝時代以来戦国時代初期に至る間、一貫して筒井方にあつたとみなされる。この間、小山戸氏が、その配下にあつたとみなされる多田氏は、戦国時代初期には越智方に転じたのである。この点からみると、小山戸氏の筒井方への意志の強さがうかがえよう。その小山戸氏が、戦国時代中期、天文元年（一五三二）九月五日以後北畠氏の麾下となつたが、その理由は当面、不明と見るほかない。

ただ、北畠氏は、正長元年（一四二八）満雅が後南朝の小倉宮を奉

じて挙兵したが敗死して以後、その子教具が、嘉吉の乱後、彼を頼ってきた赤松教康を殺すなど、幕府に対し忠誠を見せており、幕府への依存度を深めていった。一族や在地領主を統制してゆくためには、幕府の権威が必要であつたものとみなされる。

従つて、天文期では、北畠氏も筒井氏も、幕府との関係では、何も差はなかつたものとみなされる。それどころか、幕府の権威自体が失墜していたものである。また、七項で引用した『大乘院寺社雜事記』文明一九年正月一三日条には、以前南朝方・後南朝方であつた沢氏（新助）が筒井氏方となつてゐることが窺える。また、応仁の乱以後は、後南朝の勢力は崩壊したと考えられる。

つまり、小山戸氏が北畠氏の麾下になつたとしても、南朝・後南朝とは何の関係もなかつたものとみなされる。以後、約一五〇年をへて、元禄期に北吉品が、北氏の、戦国期以後の立場、北畠氏の麾下であつたことを根拠に、南北朝時代にまで遡らせて、小山戸氏の系図を改変して、南朝の忠臣であつたと見せようとしたのは、水戸光圀が起こした南朝風の仕業と見るのが妥当ではなからうか。問題は、北吉品の改変によつて、東山内、南北朝時代の歴史が曲げられて今日に至つたことであろう。本稿は、これを元に戻す前提として書いたものである。もっとも、元に戻した東山内の南北朝時代の歴史は、未熟ながら、拙稿『奈良県史』一一巻、(大和武士)に「東山内衆」(第九節)として公表した(平成五年五月二十五日発行)。

なお、同節の「東山内衆」では、迂闊にも「伊勢国司諸侍役付」には、北氏は見られないとして立論した。この小論により訂正したい。

註

- (1) 染田天神社蔵。
 - (2) 『民族仏教と祖先信仰』所収。
 - (3) 『戦国大名論集』五所収。
 - (4) 『奈良大学紀要』第二〇号所収。
 - (5) 『大和志料』上、七一八～九頁。
 - (6) 同書、七二〇頁。
 - (7) 『大和文化研究』第九卷八号所収。
 - (8) 内閣文庫蔵。なお、「小山侯戸」の侯の右に「ヒカ」(抹消カ)とある。従つて「小山侯戸」は「小山戸」となり、北吉品の挿入改変とは関係ない史料と、いちおう見なされよう。
- なお、当史料の天正一〇年も問題と考えられるが、北氏による挿入等は、前記のとおり考えられないものと、いちおうみなして、当史料をそのまま使用しておく。
- (9) 竹田鴨州氏前掲書、六七三頁。
 - (10) 『大和志料』上、八一八頁。
 - (11) 同書、七三〇～三四頁。
 - (12) 東京大学蔵(影写本)。
 - (13) 『続々群書類従』三所収。
 - (14) 『水戸黄門漫遊記』の「助サン」のモデルといわれている。
 - (15) 染田天神社蔵。
 - (16) 同右。なお、同売券の「作主職」とは、一定の条件(地子の完納等)のもとの土地(田地)の私有権ないしそのその得分権と考えられる。
 - (17) 染田天神社蔵。
 - (18) 竹田氏前掲書、六四六～四七頁。
 - (19) 『春日大社文書』第四卷、七九五・七九六号。

表1 貞和頃の東山内諸荘園の動向

	大 乘 院 領	一 乘 院 領	寺 務 領
南 朝	南 小 仁 仁 向 水 長 切 蘭 滝 深 殿 山 興 興 淵 瀧 池 幡 生 野 野 戸 上 下	小 大 堂 菅 藏 塩 前 原	(無 明) (帰 下 不 三) (業 下 下 箇) (山 深 狄 谷) (河)
北 朝	上 中 (山 山 針 針 牟 禰 尻 笑 助 多 染 深 萩 田 田 別 山 山 押 輪 命 田 田 河) 上 下 所	伏 拜	

註 南朝方としたのは「号官方進納」とある荘園。その記載のない荘園は、抑留分の有無にかかわらず北朝方とした。少くとも官方に段米を渡してはいないとみなされるからである。

(20) 『奈良県史』一一卷、五三一頁、表1。

(21) 『春日大社文書』第四卷、七九五号。

(22) 染田天神社蔵。

(23) 同 右。

(24) 『奈良県史』一一卷、九七頁。

(25) 同 右、九八頁。

(26) 『奈良大学紀要』二〇号所収、前掲拙稿、七頁の表2。

(27) 同 右、六頁。

『奈良県史』一一卷、一三九頁。

(28) 『大乘院寺社雑事記』文明一四年二月三〇日条、七卷四七五頁。

(29) 同 書、同日条、七卷四七六頁。

(30) 『奈良県史』一一卷、一三一頁。

Study on the Record of Yoshitomo-Kita (北吉品) on the History of the Period
of North and South Dynasties.

—On the Higashi - Sannai (東山内) of the Province of Yamato (大和) —

Hiroshi ASAKURA